

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和6年6月12日(2024.6.12)

【公開番号】特開2024-9189(P2024-9189A)

【公開日】令和6年1月19日(2024.1.19)

【年通号数】公開公報(特許)2024-011

【出願番号】特願2023-197893(P2023-197893)

【国際特許分類】

H 04 N 19/12(2014.01)

10

H 04 N 19/176(2014.01)

H 04 N 19/136(2014.01)

H 04 N 19/70(2014.01)

【F I】

H 04 N 19/12

H 04 N 19/176

H 04 N 19/136

H 04 N 19/70

【手続補正書】

20

【提出日】令和6年6月3日(2024.6.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ビデオ・エンコーダによって実行されるビデオ・エンコードの方法であって、当該方法は：

30

参照データを利用して入力データを予測的に符号化する段階を含み、

前記参照データは、前記入力データより以前のブロックを現在ブロックとするローカル・デコーダ動作によって生成され、前記ローカル・デコーダ動作は、

現在のピクチャー内の現在ブロックについての予測情報をデコードする段階であって、前記予測情報は、現在ブロックについて適応色変換(ACT)が有効にされるかどうかを示す、段階と；

前記ACTが現在ブロックについて有効にされるかどうかに基づいて、最大変換サイズを決定する段階と；

少なくとも前記最大変換サイズに基づいて、サブブロック変換(SBT)が現在ブロックに適用されるかどうかを決定する段階と；

SBTが現在ブロックに適用されると決定されることに基づいて、現在ブロックに対して SBTを実行する段階とを含む、

方法。

【請求項2】

前記最大変換サイズを決定することが：

ACTが現在ブロックについて無効にされることに基づいて、前記最大変換サイズを第1の最大変換サイズであるよう決定し；

ACTが現在ブロックについて有効にされることに基づいて、前記最大変換サイズを第2の最大変換サイズであるよう決定することを含み、前記第1の最大変換サイズは、前記第2の最大変換サイズよりも大きい、

40

50

請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

前記第2の最大変換サイズは32サンプルである、請求項2に記載の方法。

【請求項 4】

SBTが現在ブロックに適用されるかどうかを決定することが、現在ブロックの幅または高さが前記最大変換サイズより大きくないことに少なくとも基づいて、SBTが現在ブロックに適用されることを決定することを含む、請求項1ないし3のうちいずれか一項に記載の方法。

【請求項 5】

SBTが現在ブロックに適用されるかどうかを決定することが、現在ブロックの幅および高さが前記最大変換サイズより大きくないに基づいて、SBTが現在ブロックに適用されることを決定することを含む、請求項4記載の方法。

10

【請求項 6】

前記予測情報をデコードすることが、現在ブロックについてのACTフラグをデコードすることを含み、前記予測情報における前記ACTフラグは、現在ブロックについてACTが有効にされるかどうかを示す、請求項1ないし5のうちいずれか一項に記載の方法。

【請求項 7】

前記予測情報をデコードすることが、現在ブロックについてのACTフラグが前記予測情報において信号伝達されないに基づいて、現在ブロックについてACTが無効にされていると推測することを含む、請求項1に記載の方法。

20

【請求項 8】

前記予測情報は、現在ブロックについてACTが有効にされることを示し；

前記最大変換サイズを決定することは、前記最大変換サイズを、現在ブロックについてACTが有効にされることに対応する前記第2の最大変換サイズであるように決定することを含み；

SBTが適用されるかどうかを決定することが、現在ブロックの幅および高さが前記第2の最大変換サイズより大きくないに基づいて、SBTが現在ブロックに適用されることを決定することを含む、

請求項2または3に記載の方法。

【請求項 9】

30

前記予測情報は、現在ブロックについてACTが無効にされることを示し；

前記最大変換サイズを決定することが、前記最大変換サイズを、現在ブロックについてACTが無効にされることに対応する前記第1の最大変換サイズであるように決定することを含み；

SBTが適用されるかどうかを決定することが、現在ブロックの幅および高さが第1の最大変換サイズより大きくないに基づいて、SBTが現在ブロックに適用されることを決定することを含む、

請求項2または3に記載の方法。

【請求項 10】

40

請求項1ないし9のうちいずれか一項に記載の方法を実行するように構成されたプロセッサを有する装置。

【請求項 11】

請求項1ないし9のうちいずれか一項に記載の方法をコンピュータに実行させるためのコンピュータ・プログラム。